

とし。

善記 襲の元年繼體天皇十六年壬寅、梁普通三年にあたる、海東諸國記善化に作る、如是院年代記に、或曰、繼體天皇自十六年始年號在之云々分者朱ニテ書之、年數相違之處在之不審とあり、一説曰、繼體帝之時、善記四年終、

正和 繼體天皇二十年丙午、正和元年とす、孔方不知品に、正和通寶あり、けだし襲人の鑄るものなり、桂林漫録にのせたる、下野國河内郡なる正和元年建立の鐵塔婆は、花園天皇の正和元年壬子のものなり、混すべからず、一説曰、正和五年終、

般到 繼體天皇二十五年辛亥、般到元年とす、海東諸國記發例に作り、如是院年代記教到に作る、同書に、教到元始作曆とあるも、また襲人のしわざなるべし、一説に、正和と般到との間に、定和常色の二年號あり、いはく定和七年終、常色八年終、教知五年終、一説作教到、又曰、般到、按自四年至五年、係安閑帝之時、

僧聽 宣化天皇元年丙辰、僧聽元年と改む、一説曰、宣化帝之時、僧聽四年終、欽明天皇元年、かれが僧聽五年、襲の人衆を率て歸附す、欽明紀曰、元年三月蝦夷隼人並率衆歸附、

明要 欽明天皇二年辛酉、明要元年とす、海東諸國記同要に作る、一説曰、欽明帝之時、師安一年終、大長三年終、法清四年終、清一作靖、兄弟和一年終、一作兄弟、明要三年終、或云、十二年、藏知一年終、知一作和、知僧一年終、或云七年、

貴樂 欽明十三年壬申、貴樂元年とす、一説曰、貴樂十八年終、或云二年、

法清 欽明十五年甲戌、法清元年とす、海東諸國記結清に作る、

兄弟 欽明十九年戊寅、兄弟元年とす、

藏和 欽明二十年己卯、藏和元年とす、如是院年代記に藏知に作る、